

大和市告示第131号

大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年6月28日

大和市長 大木 哲

大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱（平成20年大和市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本市と規約を締結し」を「規約を有し」に、「構成されている団体」を「構成されているもの」に改める。

第3条第1号中「防犯パトロール」を「（防犯パトロール」に、「ふさわしい」を「適当」に改め、「経費」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「青色防犯パトロール」を「（青色防犯パトロール」に改め、「経費」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 青色防犯パトロール車両購入費（自主防犯活動団体が青色防犯パトロールのために使用する車両で、市長が防犯活動に相当と認めたものの購入に要する経費（税金、任意保険料及びガソリン代並びに当該自主防犯活動団体が国、他の地方公共団体、特定非営利活動法人その他の団体若しくは本市から当該車両の購入に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分とする。）をいう。以下同じ。）

第4条に次の1号を加える。

(3) 青色防犯パトロール車両購入費 青色防犯パトロールに使用する車両を購入し、以後原則として4年間、当該車両で青色防犯パトロールを1週間に2回程度実施する自主防犯活動団体別表青色防犯パトロール費補助金の項中「する。」の次に「ただし、1補助事業者につき1年度当たり5台を限度とする。」を加え、同表に次のように加える。

青色防犯パトロール車両購入費補助金	青色防犯パトロール車両購入費に2分の1を乗じて得た額以内で、200,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとし、1補助事業者につき1年度当たり1台を限度とする。
-------------------	--

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。